

第1回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年5月6日 13:30～15:00
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場
3. 出席委員
- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 野村 照明委員 | 2 番 菊池 利治委員 | 3 番 金子 靖委員 |
| 4 番 清水 幸治委員 | 5 番 廣瀬女公美委員 | 6 番 二谷 幸裕委員 |
| 7 番 大畑 礼子委員 | 8 番 浅野 徳昭委員 | 9 番 細川 裕委員 |
| 10 番 菅原 雄一委員 | 11 番 佐藤 裕司委員 | 12 番 山崎 隆史委員 |
| 13 番 成田 俊英委員 | 14 番 中川 浩幸委員 | 15 番 瀬戸 賢成委員 |
| 16 番 稲場 洋二委員 | 17 番 松下 裕幸委員 | 18 番 佐藤 泰正委員 |
| 19 番 福西 範委員 | 20 番 野澤 勲委員 | 21 番 志賀 忠浩委員 |
- (以上 21名)
4. 欠席委員 なし
5. 参 与 者 農業委員会事務局
 事務局長 山根 憲治 次長 高山 直樹 主任 清水 秀人
 (以上 3名)
- 会議録署名委員の指名 2 番 菊池 利治委員
 3 番 金子 靖委員
- 会期決定について 令和3年5月6日(1日)
6. 議事日程
- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 会長及び会長職務代理者の互選について
議席の決定について
議事録署名委員の指名について
会期決定について |
| 議案第2号 | 釧路市農業委員会専門委員会の設置について
会務概要報告について |
| 報告第1号 | 現況証明願について(市街化区域) |
| 議案第3号 | 現況証明願について |
| 議案第4号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第5号 | 農地法第5条の規定による許可申請に係る進達について |
| 議案第6号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第7号 | 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について |
| 協議事項 | 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の策定について |

事務局

山根事務局長

皆様には、第7期釧路市農業委員として任命されましたこと、心よりお祝い申し上げます。

ただいまから、総会が開催されますが、農業委員の皆様は、初めての顔合わせでございますので、総会に入る前に皆様の紹介をいたします。

仮議席番号1番から順に紹介いたします。

最初に菅原雄一委員です。

次に稲場洋二委員です。

次に野村照明委員です。

次に松下裕幸委員です。

次に野澤勲委員です。

次に金子靖委員です。

次に清水幸治委員です。

次に細川裕委員です。

次に佐藤裕司委員です。

次に福西範委員です。

次に廣瀬女公美委員です。

次に佐藤泰正委員です。

次に成田俊英委員です。

次に志賀忠浩委員です。

次に山崎隆史委員です。

次に二谷幸裕委員です。

次に中川浩幸委員です。

次に瀬戸賢成委員です。

次に大畑礼子委員です。

次に浅野徳昭委員です。

次に菊池利治委員です。

以上でございます。

それでは総会に入ります。

総会は、釧路市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり議事進行を行なうことになっておりますが、任期満了後、最初の総会であり、会長が不在となっておりますので、新会長が決まるまでの間、地方自治法第107条の規定を準用し、年長委員が臨時議長の職務を行うことといたしますが、よろしいでしょうか。

委員

委員一同

異議なし

事務局

山根事務局長

ご異議がないようですので、本日の出席委員中、野村照明委員が最年長委員でございますので、臨時議長をお願いいたします。

(野村臨時議長、議長席に移動)

臨時議長

野村委員

野村照明でございます。年長のゆえをもちまして、臨時議長の職務を務めさせていただきますこととなりましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の出席者は21名であり定足数に達しておりますので、ただいまより、第7期第1回釧路市農業委員会総会を開催いたします。

さっそくですが、議案の審議に入ります。

議案書2ページでございます、議案第1号「会長及び会長職務代理者の互選」についてで、会長1名及び会長職務代理者2名の選出を行います。

釧路市農業委員会会議規則第2条の規定により、選出方法は投票または指名推薦で行いますが、ご異議がなければ指名推薦で行いたいと思います。

よろしいでしょうか。

委員

委員一同

異議なし

臨時議長

野村委員

ご異議がありませんでしたので、会長、会長職務代理者は指名推薦で行います。

どなたか会長と会長職務代理者2名を推薦していただきたいと思います。

委員

松下委員

只今、指名推薦ということですので、私から推薦させていただきます。

会長には野村照明氏、会長職務代理者に稲場洋二氏と成田俊英氏の御三方を推薦いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い致します。

臨時議長

野村委員

ただいま、会長に野村照明委員、会長職務代理者に稲場洋二委員と成田俊英委員の推薦がございましたが、よろしいでしょうか。

委員

委員一同

異議なし

臨時議長

野村委員

ご異議ありませんでしたので、釧路市農業委員会会長に野村照明委員、会長職務代理者には稲場洋二委員と成田俊英委員に決定と致します。

事務局

山根事務局長

それでは、ただいま会長及び会長職務代理者に就任されました方々に一言ずつご挨拶をいただきと思います。

ご挨拶いただく方におかれましては、演壇にお進みください。

最初に野村会長、お願いいたします。

(会長挨拶)

事務局

山根事務局長

有り難うございました。

次に、稲場会長職務代理者、お願いいたします。

(稲場会長職務代理者挨拶)

事務局

山根事務局長

有り難うございました。

次に、成田会長職務代理者、お願いいたします。

(成田会長職務代理者挨拶)

事務局
山根事務局長

有り難うございました。

議長
野村会長

それでは、私が会長となりましたので、議長として引き続き議事を進めさせていただきます。

議長
野村会長

次に、議席の決定であります。委員の議席は「釧路市農業委員会会議規則第7条」の規定により、くじで行います。

番号くじを現在の仮議席順により、持って回りますので順次お引き下さい。お引きになった番号が皆様の議席となります。

(くじを引く)

議長
野村会長

それでは、議席が決まりましたので、事務局より発表いたします。

事務局
山根事務局長

それでは、議席を発表いたします。

- 1 番、野村照明委員でございます。
 - 2 番、菊池利治委員でございます。
 - 3 番、金子靖委員でございます。
 - 4 番、清水幸治委員でございます。
 - 5 番、廣瀬女公美委員でございます。
 - 6 番、二谷幸裕委員でございます。
 - 7 番、大畑玲子委員でございます。
 - 8 番、浅野徳昭委員でございます。
 - 9 番、細川裕委員でございます。
 - 10 番、菅原雄一委員でございます。
 - 11 番、佐藤裕司委員でございます。
 - 12 番、山崎隆史委員でございます。
 - 13 番、成田俊英委員でございます。
 - 14 番、中川浩幸委員でございます。
 - 15 番、瀬戸賢成委員でございます。
 - 16 番、稲場洋二委員でございます。
 - 17 番、松下裕幸委員でございます。
 - 18 番、佐藤泰正委員でございます。
 - 19 番、福西範委員でございます。
 - 20 番、野澤勲委員でございます。
 - 21 番、志賀忠浩委員でございます。
- 以上です。

議長
野村会長

本来であれば、決まりました議席にご移動いただくところではありますが、コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、第2回総会より議席に着席いただくこととし、今総会につきましても、現在お座りいただいている仮議席のまま進行させていただきます。

す。

次に、本日の議事録署名人に2番、菊池委員、3番、金子委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、会期は本日5月6日の1日といたします。

ここで皆さんにお伝えいたします。議案第2号から第7号まで、及び、報告第1号並びに協議事項の会長名が空欄となっておりますので、野村照明とお書き入れください。

次に議案第2号「鉏路市農業委員会専門委員会の設置」について審議いたします。事務局より説明してください。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書4ページになります、議案第2号「鉏路市農業委員会専門委員会の設置」についての説明をいたします。

専門委員会につきましては、別に配付いたしました鉏路市農業委員会専門委員会設置要領に基づき、鉏路、阿寒、音別の各地区の専門委員会を設置するものであります。

各地区の案件は専門委員会の調査などを経て、総会に諮っているものでありますが、新任期となりましたので、改めて専門委員会を設置するとともに、併せて各地区の専門委員会に所属する委員を決めるものでございます。

なお、専門委員会が設置された場合は、総会終了後、各地区で専門委員会を開催していただき、委員長を選任していただきたいと思います。

以上により、ご審議を頂きたくご提案をいたします。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました、議案第2号「鉏路市農業委員会専門委員会の設置」について審議いたします。

まず、専門委員会の設置について、質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、専門委員会を設置することに賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、専門委員会を設置することといたします。

次に、各地区所属委員について審議いたします。

所属委員について、どなたかご提案ございますか。

委員

志賀委員

事務局案があれば、お願いします。

議長

野村会長

ただいま、事務局案のご提案がありましたので、事務局に配付させます。

(事務局案配付)

議長
野村会長

配付いたしました案について、事務局より説明してください。

事務局
山根事務局長

ただいま配付いたしました「釧路市農業委員会専門委員会委員事務局案」について説明いたします。

各地区の委員につきましては、専門委員会が行う調査の専門知識及び移動距離等の観点から、委員の住所地及び所属する法人等の所在地並びに農業委員としての経験等を基に作成しております。

以上により専門委員会の委員について、ご審議を頂きたくご提案いたします。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました「釧路市農業委員会専門委員会委員事務局案」について、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、「釧路市農業委員会専門委員会委員事務局案」について、事務局案に賛成の委員は挙手してください。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、「釧路市農業委員会専門委員会委員事務局案」については事務局案のとおり決定いたします。

議長
野村会長

それでは、通常の議事にはいります。
事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
山根事務局長

会務概要報告を行います。
議案書5ページをご覧下さい。

(以下 会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、議案の審議に入りますが、その前に報告案件が1件ございます。

それでは、報告第1号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書の6ページでございます、報告第1号「現況証明願」について報告します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が3件ございました。

議案書7ページの表の1番は、資料が8ページから20ページでございます。

公簿地目が畑及び牧場になっております[]、他6筆、面積合計[]㎡の土地について、所有者の[]から現況証明願があり、3月24日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は鉄塔用地でしたので、3月31日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の2番は、資料が21ページから23ページでございます。

公簿地目が畑になっております[]の1筆、面積[]㎡の土地について、所有者の[]氏から現況証明願があり、3月30日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は宅地でしたので、3月31日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の3番は、資料が21ページ、24ページ、25ページでございます。

公簿地目が牧場になっております[]の1筆、面積[]㎡の土地について、所有者の[]氏から現況証明願があり、3月30日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、3月31日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、3件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第1号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議にはいります。

それでは、議案第3号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書の26ページでございます、議案第3号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で2件、音別地区で1件の申請がございました。

議案書27ページの表の1番は、資料が29ページから38ページでございます。

公簿地目が畑及び牧場である、[]、他27筆、面積合計[]㎡の土地について、所有者である[]から現況証明願がございました。

4月20日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の鉄塔用地及び高圧線用地であると確認致しました。

議長
野村会長

清水 幸治委員、ありがとうございました。

次に、2番と3番の現地調査結果について、調査委員長の佐藤泰正委員より報告をお願いします。

委員
佐藤泰正委員

議案第3号「現況証明願」の2番及び3番について報告致します。

なお、これらの件は、令和3年4月16日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行いましたので一括して報告いたします。

2番は[]が所有する、公簿地目が畑、農振農用地区域外にある、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]の12筆、面積は合計して[]㎡の土地について現地調査を行った結果、当該地はすべて農地採草放牧地以外で、利用状況はいずれも鉄塔用地であることを確認致しました。

次に、3番は、[]氏が所有する、公簿地目が畑、農振農用地区域にある、[]、[]、面積は[]㎡の土地について、現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は、原野であることを確認致しました。

なお、[]は、農用地区域にある土地ではありますが、現地は、農地採草放牧地以外の原野で、農用地として利用されていないと確認致しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

佐藤泰正委員、ありがとうございました。

次に、4番の現地調査結果について、調査委員長の志賀忠浩委員より報告をお願いします。

委員
志賀委員

議案第3号「現況証明願」の4番について報告致します。

4番は、[]が所有する、公簿地目が畑、農振農用地区域にある、[]、[]、[]、[]、[]、[]、公簿地目が畑、農振農用地区域外にある、[]、[]の7筆、面積は合計して[]㎡の土地についてであります。

令和3年4月14日、音別地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地はすべて農地採草放牧地以外で、利用状況は、いずれも鉄塔用地であることを確認致しました。

なお、[]、[]、[]、[]は、いずれも農用地区域にある土地ではありますが、現地は、農地採草放牧地以外で、農用地として利用されていないと確認致しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

志賀忠浩委員、ありがとうございました。

それでは、議案第3号「現況証明願」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第3号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定致します。
次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。
事務局より説明して下さい。

事務局
山根事務局長

それでは、議案書の56ページでございます、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、阿寒地区で2件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認ください。

議案書57ページの表の1番は、資料が58ページと59ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に■■■■円で、売買による所有権移転を行うものであります。

次に、表の2番は、資料が58ページと60ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の一筆、面積■■■■㎡の農用地について■■■■氏に、年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

以上、2件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がりましたが、1番と2番の現地調査結果について、調査委員長の佐藤泰正委員より報告をお願い致します。

委員
佐藤泰正委員

議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番と2番について、調査報告を致します。

1番の申請の内容は、■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に■■■■円で売買による所有権の移転を行うものであります。

次に、2番の申請内容は■■■■氏が所有する■■■■の1筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものであります

これらの件について、令和3年4月16日、阿寒地区農業委員3名及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

議長
野村会長 以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

委員
委員一同 佐藤泰正委員、ありがとうございました。
それでは、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請」について、審議致します
質問、意見を求めます。

議長
野村会長 なし

議長
野村会長 質問がないようですので、採決致します。
議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案に賛成の委員は
挙手をお願い致します。

議長
野村会長 (全員挙手)

議長
野村会長 全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定致します。
次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について審議
いたします。
事務局より説明して下さい。

事務局
山根事務局長 それでは、議案書61ページにございます、議案第5号「農地法第5条の規定による
許可申請の進達」について説明します。
農用地を転用するため、農地法第3条第1項、本文に掲げる権利を設定、又は移転
する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けることとなりますが、許可申請は、
農業委員会で審議をし、意見を付して北海道知事に進達することになっております。
今回、阿寒地区で1件の許可申請がございました。
議案書62ページの表の1番は、資料が63ページから68ページにございます。
お手元に配付しております、農地法第5条調査書も併せてご確認下さい。
■■■■氏が所有する、■■■■の内、他1筆、合計■■■■㎡
の農用地について、令和4年5月31日まで■■■■に使用貸借し、砂利採
取するため一時転用を行うものでございます。
砂利採取については、既に釧路市産業振興部より事前協議の依頼があり、事務レベ
ルでの事前協議を終了しております。
また、農業振興計画への影響についても、釧路市農林課に照会を行い、支障ない旨
の回答を得ております。
本件につきましては、4月16日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で、
現地調査などの審査を行っております。
以上、1件の「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」についてご審議の
ほど、よろしくお願ひ致します。

議長
野村会長 ただいま事務局から説明がありました「農地法第5条の規定による許可申請に係る
進達」の1番について、調査委員長佐藤泰正委員から報告をお願いします。

委員
佐藤泰正委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について調査報告致

積合計 [] m²の農用地について、 [] 氏に年間 [] 円で賃貸借を行うものです。

次に、表の3番は、資料が73ページ、76ページ、77ページにあります。

[] が所有する、 []、他6筆、面積合計 [] m²の農用地について、 [] に、年間 [] 円で賃貸借を行うものです。

以上、3件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定について」を審議致します。質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定致します。

次に、議案第7号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

山根事務局長

議案書78ページにあります、議案第7号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について説明致します。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回9件の報告がございました。

議案書79ページから81ページにあります、農地所有適格法人要件確認書の1番から6番は、 [] で、平成27年から令和2年の決算報告となります。

次に議案書82ページと83ページにあります、農地所有適格法人要件確認書の7番から9番は、 [] で、平成30年から令和2年の決算報告となります。

いずれの件も報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、9件の「農地所有適格法人の報告」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第7号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第7号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第7号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について原案のとおり決定致します。

次に、協議事項「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の策定」について協議を行います。事務局より説明願います。

事務局
山根事務局長

それでは、議案書の84ページでございます、協議事項「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の策定」についてご説明致します。

農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」において、農業委員会は、活動の計画等の策定、点検評価の検討を毎年度3月末までに作成し、30日以上ホームページで地域農業者からの意見要望などを聴取、これらを踏まえ前年度の点検評価結果及び新年度の目標とその達成に向けた活動計画を決定し、6月末までにホームページに公表することとされております。

つきましては、事務局として検討致しました原案を議案書の85ページから95ページに記載しましたので、ご協議をお願い致します。

議長
野村会長

ただいま提案のありました「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の策定」について協議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、協議事項「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の策定」については、ご異議がないものと認め原案のとおりと致します。

これを持ちまして、本日の議事の全て終了致しましたが、他に何かございませんか。なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和3年5月6日

議長 野村 照明

署名委員 菊池 利治

署名委員 金子 靖